

元 陳 情 第 2 5 号	公共放送の運営に係るコンプライアンスの徹底及び消費者保護体制の強化を求める意見書の提出に関する陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和元年11月28日受理、令和元年12月3日付託
陳 情 者	鳥取県倉吉市————— —————

(要 旨)

NHKに関する消費生活相談の急増及び個人情報流出等を受け、NHKの契約事務に係るコンプライアンスの徹底と、総務省等の関係省庁における監督及び消費者保護体制の強化について、適切な措置をとられるよう、地方自治法第99条の規定により、意見書の提出をすること。

(理 由)

報道によれば、NHKの受信契約などを巡り、全国の消費生活センターに寄せられた相談件数が、2016年度に8,472件となり、過去10年間で4倍に急増した。件数は、その後2017年度は10,641件、2018年度は8,067件となっており、高い値で推移している。なかには、本来時効5年の受信料に関し、それ以降も請求しているケースもあり、消費者問題に詳しい弁護士は「NHKは適切な集金に努めるべきだ」と指摘する。

最近では、9月27日、NHK名古屋放送局から受信料の集金業務を委託されていた会社の社長が、契約者名簿を流出させ、共謀者がその個人情報を基に特殊詐欺をしたゆゆしき事件が発生している。

NHKの受信契約などを巡る相談に関しては、自由民主党の小野田紀美参議院議員も、令和元年5月22日の参議院の「消費者問題に関する特別委員会」においてもとりあげ、政府委員との議論を展開した。その中で、2017年に全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談のうち、テレビ放送サービスに関する相談件数は、20代の相談件数の第3位に入っており、そして高齢者も60代、80代とランキング入りしている深刻な実態が浮かび上がった。

特別委員会の議事録を読むと、「強引な契約をさせられた」、「よく分からないけど全員払わなきゃいけないんだぞと言われてテレビを持っていないのに契約をさせられた」、「衛星放送は見られないのに、普通の地上波の方で出したら誰かが勝手にチェックしていて、衛星放送の分まで払われていた」などの法令違反を疑わせる記述が多数あるほか、「衛星方法の受信設備がない世帯に対し、契約書を書き換え、衛星放送契約する

などの不正手続が4件あった」との驚くべき実態が記載されている。

私は、これを読んで、小野田議員は本当に素晴らしい問題提起をされているものと感じた。この動画は参議院の録画中継で見ることができるので、ぜひご覧頂きたい。

小野田議員が指摘されるように、これらの相談事例は、本当に氷山の一角であり、特に若者においては、なかなか消費生活相談に結びつかない中で、これだけたくさんの相談が寄せられているというのは異常事態だと思う。

NHKの料金に関しては、「特殊な負担金」であり、「サービスの対価としての料金ではなく、公共料金そのものではないが、公共料金的な性格がある」とされ、契約時の説明義務や、契約関係からの離脱のルール、販売勧誘活動について、特定商取引法などのルールが適用されず抜け道になっている。

2017年でいえば、消費生活センターに寄せられる相談件数93万件のうち、1万件以上がNHK関連という事態について、問題視する必要がある。

以上述べてきたように、NHKの契約事務に係るコンプライアンスの徹底と、総務省等関係省庁における監督及び消費者保護体制の強化について、地方自治法第99条によって意見書の提出をたまわりたい。